

第 2 3 回総会議事録

<開催日> 令和 4 年 6 月 6 日（月曜）

<開催場所> 木更津市 朝日庁舎（会議室 A 1 ・ A 2）

<会議に付した議案等>

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 7 6 号～報告第 9 7 号

農地法第 3 条の 3 届出

4 件

農地法第 5 条届出

1 8 件

日程第 3 報告第 9 8 号～報告第 1 0 5 号 農地の転用事実等に関する照会

8 件

日程第 4 報告第 1 0 6 号～報告第 1 0 9 号 農地法第 1 8 条第 6 項等通知

4 件

日程第 5 議案第 4 5 号～議案第 4 8 号 農地法第 3 条許可申請

4 件

日程第 6 議案第 4 9 号

農地法第 5 条許可申請

1 件

日程第 7 議案第 5 0 号

農地法第 5 条の規定による許可処分の取消

1 件

日程第 8 議案第 5 1 号

木更津市農用地利用集積計画の決定について
（令和 4 年度第 3 次計画分）

1 件

日程第 9 議案第 5 2 号

「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の
点検・評価」及び「令和 4 年度最適化活動の目標
の設定等」の決定について

1 件

<出席委員>

1 番	山口 登志雄	2 番	山口 進	3 番	杉山 孝
4 番	竹内 和雄	5 番	齋藤 洋一	7 番	篠田 一男
8 番	平野 眞一	9 番	金子 一夫	10 番	地曳 功一
11 番	庄司 英実	12 番	江尻 幸子	13 番	高橋 勇
14 番	清水 宏益	15 番	林 憲司	16 番	吉田 和義
17 番	安藤 一男	18 番	地曳 昭裕		

以上 17 人 出席

<遅刻委員> 無し

<欠席委員> 無し

<傍聴者> 無し

<事務局出席者>

事務局長	石井 彰一	係長	加藤 進哉	主査	吉野 慶太
主任主事	近藤 綾香	主事	飯島 直也		

<午後 3 時 00 分開会>

委員の皆様には、お忙しいところ、総会への出席を頂き、ありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症対策として、時間短縮のためにも、スムーズな議事進行に、ご理解ご協力を頂きたく、お願い申し上げます。

それでは、ただ今から、第23回総会を開催いたします。
本日の出席委員は17名であり、会議は成立していることを報告いたします。
本日の議事日程につきましては、既にお配りした議案書及び別冊議案書記載のとおりです。

それでは、日程に入ります。
日程第1 議事録署名委員の指名につきましては、議席4番竹内和雄委員と議席13番高橋勇委員を指名いたします。
書記には事務局職員、吉野主査を任命いたします。

次に、日程第2 報告第76号から報告第97号、3ページから7ページの農地法第3条の3の届出4件、農地法第5条の届出18件についての報告でございます。
本件は、事務局長専決に基づくものであり、事務局長から報告を受け、これを受理したので報告いたします。

次に、日程第3 報告第98号から報告第105号、8ページの農地の転用事実等に関する照会8件についての報告でございます。
本件は、法務局や税務署より農地の現況や転用許可の有無等の照会に対して、調査結果等を報告するものであり、調査結果等につきましては、記載のとおりでございます。

次に、日程第4 報告第106号から報告第109号、9ページの農地法第18条第6項等の通知4件の報告でございます。
本件は、農地の賃借権及び使用貸借権を合意により解約を行ったものを報告するものであります。
農業委員会に提出のありました合意解約の通知については、記載のとおりでございます。

次に、日程第5 議案第45号から議案第48号、10ページの農地法第3条の許可申請4案件について、議題に供します。
事務局の説明を求めます。

議案第45号から議案第48号、農地法第3条許可申請4案件について、ご説明いたします。
なお、事務局説明後、地区担当委員の方からは、農地法第3条第2項の許可要件のうち該当する第1号の全部効率利用要件、第4号の農作業に常時従事する要件、第5号の耕作地の面積が50アール以上の要件、第7号の権利を取得する農地が農地の集団化、農作業の効率化等、周辺地域における効率的かつ総合的な利用に関する要件等について、補足説明をお願いします。

初めに、議案第45号及び議案第46号ですが、譲受人が同一のため一括して、ご説明いたします。
申請箇所は、3条位置図1の中野地先の農地になります。
農業経営の拡張を図る譲受人の要望により、譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第47号ですが、申請箇所は、3条位置図2の下郡地先の農地になります。
農業経営の拡張を図る譲受人の要望により、譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

事務局	続いて、議案第48号ですが、申請箇所は、3条位置図3の有吉地先の農地になります。 木更津市内での新規就農を図る譲受人の要望により、譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、賃借権設定をするものです。 なお、新規就農となる譲受人については、令和4年5月26日に地区担当委員等の関係委員による事前審査会を実施し、農業経営実施計画書を基に、今後の営農計画についての確認及び面接による聞き取り調査を行ったところ、新規に就農することについて問題は無いとなりました。 以上で、事務局の説明を終わります。
議長	続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 初めに、議案第45号及び議案第46号について、高橋委員をお願いします。
高橋委員	議案第45号及び議案第46号について、譲受人が同一のため一括して、ご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。 譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約170日で、8,875平方メートルの農地を家族2人で耕作しています。 農業機械はトラクター・耕うん機・農業用トラック等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。 申請地は田及び畑であり、露地野菜を作付けすることと、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	続いて、議案第47号について、林委員をお願いします。
林委員	議案第47号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。 譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約250日で、約9,460平方メートルの農地を家族3人で耕作しています。 農業機械は耕うん機・農用車を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。 申請地は畑であり、ブルーベリー及びそら豆を作付けすることと、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	続いて、議案第48号について、杉山委員をお願いします。
杉山委員	議案第48号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。 本件は、新規に農業経営を開始するため申請がされたものです。 事務局から説明のあったとおり、令和4年5月26日に事前審査会を開催し、本件の申請者は新規就農者として認められました。 農業従事日数は年間約120日を予定しており、5,263平方メートルの農地を申請者と共同営農者1名の計2名で耕作する計画です。 生産機械・施設については、トラクター・コンバイン・田植え機等を共同営農者より借入する計画となっています。 申請地の現況は田で、水稻を作付けする予定であり、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

杉山委員	以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	以上で、説明が終わりました。 ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。
地曳昭裕委員	はい。
議長	地曳昭裕委員、どうぞ。
地曳昭裕委員	議案第48号について質問ですが、この方は水稻を作付けするとのことですが、将来的にはどのようなことを行う計画ですか。水稻を行うのにこの小さい面積だと経営的には厳しいと思いますが、どのような営農計画をお持ちでしょうか。
事務局	事前審査会において、5年後の計画については規模の拡大は考えてはいるとのことでしたが、具体的な場所が決まっていないため、規模については営農計画書には記載されておりませんでした。しかし、経営規模の拡大については、検討しているとのこと、5年後には約1町5反の計画を考えているとのこと。
地曳昭裕委員	わかりました。
議長	その他、ございますか。 ご意見等も無いようですので、採決いたします。 議案第45号から議案第48号の4案件について、一括で採決したいと思います、ご異議はございませんか。 〈 異議無しの声 〉 ご異議も無いようですので、採決いたします。 議案第45号から議案第48号、農地法第3条の許可申請4案件について、許可に賛成の方は挙手願います。 〈 全員挙手 〉 挙手全員であります。 よって、議案第45号から議案第48号は、許可と決定いたします。 次に、日程第6 議案第49号、11ページの農地法第5条の許可申請について、議題に供します。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第49号、農地法第5条許可申請について、ご説明いたします。 議案第49号ですが、申請箇所は、転用位置図5-1の矢那地先の農地になります。 申請目的は、資材置場として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。 農地区分については、農地の広がり10ヘクタール未満で小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

事務局

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、整地費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞なく申請に係る用途に供するかについてですが、令和5年3月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われ、問題ないものと思われ

ます。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員の竹内委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

竹内委員

議案第49号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われ

ます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われ

ます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、道路に面し、他の農地の耕作に支障は起こらないと思われるため問題はないと思われ

ます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、南側の農地とは段差等もあり、影響はないと思われるため問題はないと思われ

ます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われ

ます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われ

ますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。

議案第49号、農地法第5条の許可申請について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第49号は、許可相当として知事に意見書を送付いたします。

次に、日程第7 議案第50号、12ページの農地法第5条の規定による許可処分の取消について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第50号、農地法第5条の規定による許可処分の取消申請について、ご説明いたします。

本申請は、太陽光発電施設のために、当該地を転用する内容で、令和4年1月25日付けで農地法第5条の許可となっております。

今回、工事負担金の金額が当初想定より高くなったことや、資材高騰により事業採算が取れ

事務局	なくなったため、計画を断念することになり、許可処分の取消を求めるものです。 現在、当該地は何も手を付けていない状態です。 取消相当の判断基準としては、転用行為がされる前であったこと、権利の設定がまだ行われていないこと、当初の許可を行った時点から事情の変更があり、当該土地の権利関係を不当に不安定にする恐れがあることなどから基準は満たしていると判断されます。 以上で、事務局の説明を終わります。
議長	続いて、地区担当委員の金子委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
金子委員	議案第50号について、調査をしてまいりましたので、ご説明いたします。 事務局から説明があったとおり、本案件は計画が白紙となり、当該地を使用しなくなったものです。 現在、土地には手を加えておらず、農地として利用できる状態でしたので、許可処分の取消要件を満たすものであり、取消は相当と判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	以上で、説明が終わりました。 ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。 ご意見等も無いようですので、採決いたします。 議案第50号、農地法第5条の規定による許可処分の取消について、賛成の方は、挙手願います。 〈 全員挙手 〉 挙手全員であります。 よって、議案第50号は、取消相当として、知事に送付いたします。 次に、日程第8 議案第51号、13ページから16ページの木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和4年度第3次計画分を議題に供します。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第51号、木更津市農用地利用集積、令和4年度第3次計画の決定について、ご説明いたします。 本案件は、令和4年5月25日付けで、木更津市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、当該計画の決定を求められているものであります。 それでは、議案書の利用明細書に沿ってご説明いたします。 今回の計画は、計画1のみとなっております。 利用目的は、水稻を作付けする計画となっております。 利用権設定の種類は、賃借権の設定となっております。 利用権設定期間は、5年となっております。 計画合計数は、6筆5,213平方メートルとなっております。 以上で、事務局の説明を終わります。
議長	続いて、地区担当委員の杉山委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
杉山委員	私からは、計画番号1番について、ご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されている

杉山委員

とおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのこと。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。

なお、本案件の第3次計画分には、■■■■■にかかる計画がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限により、■■■■■は退席をお願いします。

それでは、採決いたします。

議案第51号、木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和4年度第3次計画分を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第51号は、原案のとおり決定しましたので、市長宛にその旨を回答するものといたします。

それでは、退席されております■■■■■には、お戻り願います。

次に、日程第9 議案第52号、別冊議案書の「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和4年度最適化活動の目標の設定等」の決定について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第52号について、ご説明いたします。

この案件は、農業委員会法等に関する法律に基づき、農業委員会が、農地の利用の最適化の推進状況、その他の事務の状況について、公表するものです。

活動目標を設定するにあたり、今年度から、国での様式変更に伴い、農地の利用最適化活動に重点を置いた目標を設定することになりました。

今年度については、書面会議の開催に伴い事前に原案を配布し検討していただきました。

本来の流れといたしましては、提出された意見を基に運営委員会を開催し、承認を得たうえで 総会の議案として上程いたしますが、原案の修正を伴う意見はございませんでしたので、運営委員会の開催は省略いたしましたことを併せてご報告いたします。

内容についてですが、初めに、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について、ご説明いたします。

本日配布いたしました、別冊議案書の1ページをご覧ください。

こちらは、各統計等に基づいた数字になります。

なお、こちらは令和3年度の活動計画に基づき、2015年の農林業センサスを引用しております。

2ページから8ページは、令和3年度に活動した実績と、実績に対する評価を記載しております。詳細については、記載のとおりです。

続いて、「令和4年度最適化活動の目標の設定等」についてご説明いたします。

9ページをご覧ください。こちらは、先程ご説明いたしましたとおり、国での様式変更に伴い、

事務局

今年度から策定するものです。

農業委員会の状況については、点検・評価同様に各統計等に基づいた数字になります。

なお、こちらは直近である2020年の農林業センサスを引用しております。

10ページ及び11ページの最適化活動の目標についてですが、こちらは「農地の集積」、「遊休農地の解消」、「新規参入の促進」、及び推進委員等が行う「最適化活動の活動目標」について、記載しております。

「農地の集積」については、平成30年1月に策定し、令和3年4月に改定した「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を基に目標を設定しております。

「遊休農地の解消」については、令和3年度の利用状況調査における緑区分、すなわち1号A遊休農地を令和4年度から令和8年度の5年間で解消することを目標として設定しております。

「新規参入の促進」については、新規参入者への貸付けについて、農地所有者からの同意を得る面積の目標を設定するものですが、平成28年度から平成30年度までの3ヶ年平均の1割の面積を目標としております。

「最適化活動の活動目標」については、最適化活動を行う委員の、活動日数等に関する目標を設定しております。

なお、参考に書面会議にて委員の皆様からいただいた、今後の事務事業に関する意見がございましたので、議決後に委員の皆様と共有いたします。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。

議案第52号、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和4年度最適化活動の目標の設定等」の決定について、賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第52号は、原案のとおり決定し、木更津市のホームページに掲載すると共に、千葉県に報告いたします。

以上で、本日の報告事項並びに議案の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、第23回総会を閉会といたします。

なお、終了時間は、午後3時27分であります。

以上をもって議事の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和4年6月6日

議 長

安 藤 一 男

議事録署名委員

竹 内 和 雄

高 橋 勇

